

福岡県公報

平成三十年三月二十三日
第三千九百七十七号
増刊
①

目次

告示 (第二百五十五号・第二百五十六号)

○航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに当てはめる地域の一部改正 (環境保全課) …………… 一

○環境基本法に基づき新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の一部改正 (環境保全課) …………… 一

人事委員会

○不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程の一部を改正する告示 (人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

告示

福岡県告示第二百五十五号

航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに当てはめる地域 (平成四年四月福岡県告示第六百七十二号) の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十三日

福岡県知事 小川 洋

表Iの項中「及び第二種中高層住居専用地域」を「第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

福岡県告示第二百五十六号

環境基本法に基づき新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域 (平成十四年三月福岡県告示第五百三十八号) の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十三日

福岡県知事 小川 洋

表Iの項中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。

人事委員会

福岡県人事委員会告示第三号

不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程の一部を改正する告示

不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程 (平成十六年福岡県人事委員会告示第三号) の一部を次のように改正する。

様式中「(×)」を「(職)」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程の規定は、平成二十八年四月一日から適用し、同日前において現に係属している不服申立てについては、なお従前の例による。